

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この政令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。ただし、第b条の規定は、公布の日から施行する。

（施行期日）